

平成30年6月

平成30年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会報告資料

教育委員会

目 次

I	県立高校改革の推進について	1
II	平成30年度（平成29年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について	20
III	「かながわグランドデザイン 評価報告書2017」等について	22
IV	平成29年度県立学校生徒対象のセクシュアル・ハラスメントに係る アンケート調査結果について	30
V	コンクリートブロック塀の状況調査（中間報告）について	34
VI	県体育協会加盟競技団体業務に係る県立高等学校教員の無届従事について	35
VII	平成29年度学校生活全般における体罰の実態把握について	38
VIII	県立社会教育施設の再開館等について	43

I 県立高校改革の推進について

1 「県立高校改革実施計画」について

「県立高校改革実施計画」は、平成27年1月に策定した「県立高校改革基本計画」に基づく改革の実現に向けて、中長期を展望し、教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合に係る具体的な計画として策定した。また、この実施計画は、高校教育をめぐる国の動きや社会状況の変化等に、柔軟に対応できるようにという視点に立って策定したものである。

2 「県立高校改革実施計画（I期）」について

この実施計画の計画期間を12年間（平成28年度～平成39年度）とし、このうち最初の4年間（平成28年度～平成31年度）に、具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校を明示し、平成28年1月に「県立高校改革実施計画（I期）」を策定した。

3 「県立高校改革実施計画（I期）」の進捗状況について（平成28・29年度の主な取組み）

（1）質の高い教育の充実

ア 教育課程の改善

＜実施計画の取組概要＞

すべての県立高校で、計画的かつ系統的に学力の伸長（定着と向上）を図ることができるよう、教育目標を定め、目標達成のための教育課程を編成し、教育活動全体を通じて、生徒にとってより良い改善を行う。

＜主な取組状況＞

- 平成28年度から各校において教育課程の改善を行い、平成29年度までに全校で作業を完了。今後、平成34年度から年次進行で実施予定の学習指導要領への対応を含め、県教育委員会が各校を支援していく。
- 県立高校等の2年生※を対象に、生徒学力調査を実施し、生徒への個別指導や教育課程の改善に活用している。

※「県立高校等の2年生」には中等教育学校5年生を含む。

イ 授業力向上の推進

<実施計画の取組概要>

県立高校での組織的な授業改善を一層推進するため、授業力向上推進重点校を指定し、先進的で優れた指導方法や教材等を研究し、その成果を広く普及する。

また、ICTを活用した授業づくりを一層進めるため、ICT利活用授業研究推進校を指定し、ICTを活用した授業実践を通じて指導内容や方法等を研究開発し、先導的な役割を果たす。

<主な取組状況>

- ・ 授業力向上推進重点校において、授業を撮影したビデオ等を利用した研究授業や研修会を実施。「生徒による授業評価」のアンケートからは、「授業中、生徒同士で話し合う機会や意見などを発表する機会がある」などの項目で良好な結果が得られた。
- ・ ICT利活用授業研究推進校において、ICTツールを利活用した研究授業を実施し、授業改善を行うとともに、生徒のICT利活用能力の向上を図った。

ウ プログラミング教育の推進

<実施計画の取組概要>

コンピュータを活用して、論理的思考力を身に付け、協働して問題解決に取り組むことのできる人材を育成するため、プログラミング教育研究推進校を指定して、実践的な研究を行い、その成果を広く普及する。

<主な取組状況>

- ・ 指定校において、教材用ロボット(35台)及び制御用端末(37台)を整備し、教材用ロボットを活用した授業、研修会を実施。生徒のアンケートからは、学習意欲が高まり、思考力・判断力・表現力を活用しながら問題解決につなげることができたという結果が得られた。

エ 生徒の英語力向上の推進

<実施計画の取組概要>

生徒の英語力向上推進プラン等の国の動向も踏まえ、英語学習への意欲を高めるとともに、英語によるコミュニケーション能力の向上をめざす。

<主な取組状況>

- ・ 県立高校生等※が英語資格・検定試験を積極的に受験できるよう、約8,000人の受験料の半額を県が負担し、資格検定試験の受験を促進している。

※「県立高校生等」には中等教育学校後期課程の生徒を含む。

オ 歴史・伝統文化教育の推進

<実施計画の取組概要>

我が国や郷土の歴史・伝統文化に対する理解を深め、主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養う教育を一層推進するため、「逆さま歴史教育」に取り組み、実践研究を行う指定校では、実践研究に基づく指導事例集を作成し、その普及に取り組む。

<主な取組状況>

- ・ 「逆さま歴史教育」で活用できる歴史地図教材を作成し、その授業事例をDVDにまとめ、各校に配付し取組みを普及した。

力 学習機会拡大の推進

<実施計画の取組概要>

生徒の学習意欲や興味・関心、さらには進路希望の実現に向けた学習ニーズに対応するため、大学、職業技術校等の教育機関や企業などと連携協定を結んで「県立高校生学習活動コンソーシアム」を形成する。

<主な取組状況>

- ・ 「県立高校生学習活動コンソーシアム」を形成して、平成30年3月時点で64の機関・団体(大学・短期大学・神奈川県専門学校各種学校協会・企業等)と協定を締結し、各校の実情に応じて、課題解決型学習等に取り組んだ。

キ 学習意欲の向上と確かな学力の育成

<実施計画の取組概要>

生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を通じて、学習意欲の向上と確かな学力の育成を図るため、学び直しの学習や少人数指導等を積極的に取り入れ、実践する学校を指定し、その取組みを支援する。

また、定時制や通信制に通う生徒に確かな学力を身に付けさせるため、教材開発やキャリア教育、学習支援の充実を図る。

<主な取組状況>

- ・ 学習活動サポート員を活用し、個に応じたきめ細かい生徒の支援を行ったほか、授業における学び直しを行ったり、独自教材の作成、チーム・ティーチングなどの工夫を行い、生徒の確かな学力育成を支援した。
- ・ 定時制・通信制高校すべてに学習サポート員を配置し、日本語の学習に課題のある生徒の支援や、生徒のキャリア支援のサポートなどに取り組んだ。

ク 教育課程の改善[再掲] <学力向上進学重点校>

<実施計画の取組概要>

将来の日本や国際社会でリーダーとして活躍できる高い資質・能力をもった人材を育成するため、指標に基づいて学力向上進学重点校を指定し、探究活動の取組み等を通じて、生徒一人ひとりに高い学力と、豊かな知恵や経験を身に付けさせ、進路希望の実現が図れるよう取り組む。

<主な取組状況>

- ・ 新たな学習指導要領への対応や国の高大接続改革の進捗状況を踏まえ、エントリー校の中から指標に基づき平成29年10月に横浜翠嵐高校・湘南高校を先行して指定し、平成30年3月には、計画年度である平成30年度から柏陽高校・厚木高校を本指定することを決定した。

ケ 科学技術・理数教育の推進

<実施計画の取組概要>

次代を担う科学技術系人材を育成するため、理数教育推進校を指定し、科学技術・理数に関する興味・関心と、知的探究心を一層高める教育を推進するための実践的な研究を行い、その成果を広く普及する。

<主な取組状況>

- ・ 指定校では、「総合的な学習の時間」等において科学に関する課題解決型の研究活動を実施。「科学の甲子園」や「中高生の科学研究実践活動推進プログラム」等の取組みを通して、科学的思考力・論理的思考力の育成を図った。

コ グローバル化に対応した先進的な教育の推進

<実施計画の取組概要>

グローバル教育研究推進校を指定し、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際的な視野をもち、多様な価値観を受容できる力を育む教育を推進するための実践的な研究を行い、その成果を広く普及する。

また、生徒が高い英語力を身に付け、海外の大学にも円滑に進学できるよう、国際的に認められている大学入学資格（国際バカロレア資格）が取得可能な国際バカロレア認定校の設置をめざす。

さらに県立高校で外国につながりのある生徒の教育機会を拡大するため、特別募集による入学者選抜の実施校の拡大を図る。

<主な取組状況>

- ・ 指定校における姉妹校等との交流、海外研修旅行の実施、スピーチコンテスト、ディベート大会等への参加などの取組みにより、異文化理解が深まったと考える生徒の増加が見られた。
- ・ 国際バカロレアコースの認定に向けて入学者選抜、教育課程等について検討し、平成30年3月、横浜国際高校が国際バカロレア機構より国際バカロレア候補校として認定された。
- ・ 外国につながりのある生徒の教育機会を拡大するため、平成29年度入学者選抜から、在県外国人等特別募集実施校を9校から11校に拡大した。

サ 国の研究開発にかかる指定事業の活用の推進

<実施計画の取組概要>

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）をはじめとする国の研究開発にかかる指定事業を積極的に活用し、指定を受けた学校は、本県を代表して、全国的に先進的な教育分野にかかる研究開発に取り組むとともに、その成果の積極的な公表や普及を行う。

<主な取組状況>

- ・ スーパーサイエンスハイスクール（S S H）として平成28年度より横須賀高校が取組みを始め、平成29年度末には、平成30年度からの研究開発校として、希望ヶ丘高校が指定を受けることが決定した。
- ・ スーパーグローバルハイスクール（S G H）として、すでに指定されている横浜国際高校（平成26年度～）においては、これまでの取組みをいかし、研究開発内容の一層の充実を図っている。

シ 教育相談体制の充実

<実施計画の取組概要>

支援を必要とする県立高校生に対して、必要な学習支援・キャリア支援等を的確に行うことができるよう、教育相談コーディネーター等の計画的な養成・配置と、スキルアップ等に向けた研修の充実に、継続的に取り組む。

<主な取組状況>

- ・ 継続的に教育相談コーディネーターを養成し、各校2名以上の教育相談コーディネーターを指名し生徒支援を推進した。
- ・ 高等学校学習支援プランニング研修講座やソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修を実施。ソーシャルワークの視点をもった教員の養成研修の受講者からは「スクールソーシャルワーカーの活用事例の紹介が有意義であった」等の意見があり、スクールソーシャルワーカーとの連携や活用に対する理解が進んだ。

ス インクルーシブ教育の推進

<実施計画の取組概要>

インクルーシブ教育の推進を支援するため、県立総合教育センターでの教育相談機能や、県立特別支援学校の地域におけるセンター的機能など、連携体制の整備に取り組む。

また、障がいのある生徒に高校教育を受ける機会を拡大するため、インクルーシブ教育実践推進校を指定し、適切な入学者選抜、教育課程の弾力的な運用、就労や進学等の支援などに取り組む。

<主な取組状況>

- ・ 特別支援学校のセンター的機能の拡充のため、自立活動教諭(専門職＝理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職の4職種)を特別支援学校に配置し、指導や助言を行った。
- ・ 平成28年度インクルーシブ教育実践推進校を指定し、パイロット校3校(茅ヶ崎高校、足柄高校、厚木西高校)においては、平成29年度は31名、平成30年度は41名の知的障がいのある生徒が入学。生徒の教育的ニーズに応じて、ティーム・ティーチングや少人数指導等、個別指導を実施した。

(2) 学校経営力の向上

ア 自律的・組織的な学校経営の充実

<実施計画の取組概要>

すべての県立高校で、校長のリーダーシップのもと、学校経営にかかる裁量をいかし、全教職員が一丸となって、より良い県立高校づくりに取り組むことができるよう、学校評価や第三者評価システムを、より活用しやすく、効果が発揮できる機能に改善する。

<主な取組状況>

- ・ より活用しやすく効果が発揮できる機能に改善した「新しい学校評価システム」について、8割以上の学校からは学校運営の改善に役立つ仕組みになっているとの回答を得た。
- ・ 外部の専門家等で構成された第三者評価委員による訪問評価を実施。その報告を学校経営に活用している。

イ 県立高校への理解を深める情報提供の推進

<実施計画の取組概要>

広く県立高校の魅力等を伝えるとともに、県立高校改革の取組み内容について、県民に分かりやすく伝えられるよう、リーフレット等の印刷物を作成・配布するほか、県教育委員会や各学校のホームページを活用するなどして、県民や中学生、保護者、教職員等への広報に取り組む。

<主な取組状況>

- ・ 全公立展や公私合同説明・相談会を実施するとともに、各校において学校説明会を開催し、それぞれの学校の魅力について情報発信に努めた。
- ・ 県立高校改革の取組みについて周知を図るため、リーフレット「県立高校が変わります！」を作成し、県内の国・公立中学生を対象に配布した。

ウ 教職員の実践的指導力向上の推進

<実施計画の取組概要>

「教職員人材確保・育成計画」に基づき、国の動向も踏まえながら、専門性や実践的指導力を向上させるため、研修効果が測れる、柔軟で効果的な研修体系への再構築を図る。

<主な取組状況>

- ・ 平成29年度に「校長及び教員の資質向上に関する指標」及び「教員研修計画」を策定するとともに、柔軟で効果的な研修体系の再構築に向けて、中堅教諭等資質向上研修を3年間(9年目～11年目)のいずれの年度でも受講できるように変更した。

エ 地域協働による学校運営の推進

<実施計画の取組概要>

すべての県立高校において学校運営協議会制度を導入し、コミュニティ・スクールに指定することを通じて、地域住民や保護者等との協働による、地域とともにある学校づくりに取り組む。

<主な取組状況>

- ・ すべての県立高校を対象としたコミュニティ・スクールの導入をめざし、平成29年度までに26校を指定し、平成30年度に向けて新たに50校を指定して、地域との協働による学校運営協議会等の運用を開始している。

オ 県立高校の教育環境整備

<実施計画の取組概要>

すべての県立高校で、ＩＣＴ機器やインターネットなどを活用した授業の促進や教職員の校務の効率化が図られるよう、ＩＣＴにかかる基盤整備などについて、計画的に整備する。

理科の実験・実習の設備・備品をはじめ、芸術、体育、家庭などの実技指導を伴う教科や、専門教育のための設備・備品について、新たな指導内容や老朽化に対応するため、計画的に整備を進める。

また、安全・安心な教育環境の整備を一層推進するため、新たな県立学校施設再整備計画を策定し、耐震化対策とともに老朽化対策を計画的に推進する。

さらに、トイレの洋式化など環境改善を計画的に実施する。

<主な取組状況>

- ・ 県立高校11校にＩＣＴ支援員を配置するとともに、県立高校のＩＣＴ環境の整備に取り組み、平成29年度までに、グループウェアの運用(106校)、教室の無線ＬＡＮの設置(40校)を進めた。
- ・ 実験・実習等にかかる環境整備を計画的に進めた。
- ・ 県立学校施設再整備計画(新まなびや計画)に基づき、耐震化工事、老朽化対策工事に取り組み、平成29年度までに25校で耐震対策、17校で耐震化と併せた老朽化対策、66校で老朽化緊急対策、5校で高校改革推進にかかる整備を行った。
- ・ 平成29年度までに24校でトイレ改修工事を実施した。

(3) 再編・統合等の取組み

ア 学校規模の適正化の推進

- ・ 学校規模については、現行の標準規模※以上とすることを基本としつつ、それぞれの学校や生徒の実情にも配慮し学級数を設定している。

※「県立高校改革推進計画」(平成12年度～21年度)で示された学校規模で1学年6～8学級を標準としたもの。

イ 課程・学科等の改善

- ・ 愛川高校における連携型中高一貫教育校について、授業等における中学校・高校の教員や生徒の交流を実施している。
- ・ 光陵高校において、「かながわの中等教育の先導的なモデル」の構築に向けた実践研究の更なる推進に取り組んでいる。

ウ 県立高校の適正配置

- ・ 普通科専門コースをすべて解消し、3校を専門学科に改編した。
- ・ クリエイティブスクールを県央・相模原地域、中・県西地域に設置した。
- ・ 総合学科のうち3校を単位制普通科に、1校を専門学科へ変更するなど、学科改編等を実施した。
- ・ 専門学科については、3校で学科改編を実施した。

- ・ 平成30年度の再編・統合対象1組について、設置計画を策定し、新校設置に向けて、準備委員会において検討を進めた。
- ・ 平成32年度の再編・統合対象5組についても、準備委員会を開催し、設置計画の策定等、新校設置に向けて検討を進めた。

4 「県立高校改革実施計画(Ⅱ期)」に向けた考え方

- 人工知能(AI)やビッグデータの活用など、情報化社会の流れが加速度的に進んでいることや、グローバル化の進展を見据え、これからの中高生を生き抜く力の育成に一層取り組む必要がある。
- ともに生きる社会かながわの担い手を育成するため、インクルーシブ教育を充実させる必要がある。
- 産業構造の変化や生徒のニーズ等を踏まえ、専門教育の充実を図る必要がある。
- 生徒数の動向に応じて必要な定員数を確保し、地域バランスや通学の利便性などに配慮しながら、県立高校の適正配置に取り組む必要がある。

こうした視点も踏まえ、生徒一人ひとりの可能性とチャンスを広げるため、Ⅰ期計画との連続性を保ちつつ、社会の変化に対応したⅡ期計画を作成する。

<主な取組み>

- 指定校事業の継続
- 英語教育の充実
- インクルーシブ教育実践推進校の全県拡大
- 教育環境の整備
- 専門学科の改編
- 再編・統合

5 舞台芸術科(仮称)設置検討協議会 報告書について

(1) 舞台芸術科(仮称)設置検討協議会の概要

ア 設置年月日 平成29年12月11日

イ 構成員

- ・ 桜美林大学芸術文化学群教授
- ・ 神奈川芸術劇場館長
- ・ 四季株式会社取締役技術・劇場担当
- ・ 相模原市立大野台中学校校長
- ・ 神奈川県立神奈川総合高等学校校長
- ・ 神奈川県立鶴嶺高等学校校長
- ・ 神奈川県立青少年センター参事(舞台担当)
- ・ 神奈川県教育局県立高校改革担当局長
- ・ 神奈川県教育局指導部長

ウ 検討依頼事項

- ・ 舞台芸術科(仮称)の設置に係る基本的枠組に関すること
- ・ その他舞台芸術科(仮称)設置に関し、教育長が必要と認める事項

(2) 協議経過

ア 開催日

平成29年12月26日(第1回)～平成30年6月18日(第6回)

イ 協議内容

- ・ 舞台芸術科(仮称)の基本コンセプトについて
- ・ 教育内容について
- ・ 施設・設備の整備について
- ・ 指導者の確保等について
- ・ その他
- ・ 報告書(案)について

(3) 報告書の概要

ア 舞台芸術科(仮称)設置検討の背景

(ア) 県立高校改革での位置づけ

- ・ 県立高校改革推進検討協議会がまとめた「県立高校の将来像について(報告)」(平成 26 年 6 月)で、県の特色ある先進的な取組みとしての舞台芸術等の施策との連関を視野に入れた高校教育の取組みに対する期待が示されたこと
- ・ 「県立高校改革基本計画」(平成 27 年 1 月策定)で、新たな専門学科等の検討と設置に向けての取組みの一つとして「舞台芸術」を例示

(イ) 国の動向

- ・ 文部科学省コミュニケーション教育推進会議審議経過報告(平成 23 年 8 月)では、演劇的活動などの表現手法にコミュニケーション能力の育成効果を認めていること
- ・ 第 3 期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方(平成 29 年 1 月)で、社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成として、「スポーツや文化芸術に秀でた人材の育成」を挙げていること

(ウ) 県立高校における芸術教育に関する専門教育の状況

- ・ 「県立高校改革実施計画(Ⅰ期)」(平成 28 年 1 月策定)で美術科、音楽科を設置
- ・ 演劇関連の科目については、これまで、単位制普通科等で設定し展開

(エ) 他の都府県の状況

- ・ 舞台芸術に関する学科が、6 都府県で 7 校設置

(オ) 中学生のニーズ

- ・ 県教育委員会が、演劇部で活動する中学生を中心に行ったアンケートでは、高校に演劇を学ぶことのできる学科やコースがあった場合進学したいと思う生徒は 5 割超

イ 検討事項等

教育長からの検討依頼事項に基づき、基本コンセプト、教育内容、施設・設備の整備、指導者の確保等及びその他必要な事項について協議を行った。

ウ 基本コンセプト

育成すべき生徒像、演劇活動等を通したコミュニケーション能力の育成、学科として指導する舞台芸術に関する分野、卒業後の進路、様々な機関との連携等の項目について協議し、次のとおり整理した。

- (ア) 舞台芸術を通した幅広い教養や芸術的センスを身に付けた創造性豊かな人材の育成
- (イ) 芸術が社会に与える力を意識し、この学科で身に付けた表現力などの力を、将来社会で生かし、社会の活性化につなげていくという視点を持った人材の育成
- (ウ)
 - ・ 自分とは異なる他者を認識し、理解すること
 - ・ 他者認識を通して自己の存在を見つめ、思考すること
 - ・ 集団の中で、他者との協調、協働が図られる活動を行うこと
 - ・ 対話やディスカッション、身体表現等を通じて自己を表現すること
- などの要素で構成される演劇活動等を通したコミュニケーション能力の育成
- (エ) 演技、脚本、演出、企画・制作、舞台技術等の理論から実践までの指導を通じた幅広い演劇教育
- (オ) 舞台芸術との出会いの場
- (カ) 将来の演技者等の専門家のみならず、多様な進路に対応した教育課程
- (キ) K A A T (神奈川芸術劇場)、青少年センター、大学などの教育機関等の外部機関との連携による多様な学習機会の提供
- (ク) 舞台芸術科での学びによる教育効果の県立高校全体への普及

エ 教育内容について

基本コンセプトを踏まえ、舞台芸術科(仮称)としての特色ある教育活動を展開できる教育内容について協議し、次のとおり整理した。

(ア) 専門科目の教育内容

- 演技、脚本、演出、企画・制作、舞台技術等の理論から実践までを通じた演劇教育について、専門性も高めつつ幅広く展開できるよう、専門科目を設置
 - ① 演劇の理論や歴史に関する科目：
演劇に関する基礎的な知識の定着
(例：演劇論、演劇史、戯曲研究)
 - ② 演じるための基礎に関する科目：
演技に必要な技能、身体能力等を育成
(例：身体表現基礎、舞踊、発声法・呼吸法)
 - ③ 実際に演じることに関する科目：
学科の中心として、演じることの基礎から応用までを学び、上演することのできる能力を育成
(例：劇表現、創作演習)
 - ④ 公演の脚本、演出、企画・制作、舞台技術等に関する科目：
公演に必要となる実践的な知識・技能等を育成
(例：脚本、演出、企画・制作、照明、音響、舞台監督、舞台美術)
 - 作品を作り上げる一連の過程を経験するため、学習の集大成としての卒業公演を含め、学習成果の発表を3年間で複数回実施
 - 舞踊については、コンテンポラリーダンス、クラシックバレエを中心として、幅広く学習
- (イ) 共通科目の教育内容
- 専門科目とのバランスに配慮し、幅広い教養を備えるとともに、大学進学にも対応できるよう、必要な科目を設置
- (ウ) 教育展開での工夫
- 劇表現・舞踊等の実技科目については、20～25名程度のグループ形式により、きめ細かな指導を実施

才 施設・設備の整備について

基本コンセプト及び教育内容の考え方に対するこれまでの検討を踏まえ、舞台芸術科(仮称)としての特色ある教育活動を安全に展開できる施設・設備の整備について協議し、次のとおり整理した。

○ 整備方針

充実した学習指導を行うため、教育課程上必要となる施設・設備を整備

(例)・ 大スタジオ：

演技や舞台技術の実習に使用する。校内発表会等小規模の公演の場としても使用できることが望ましい。

・ レッスン室 1・2：

演技、舞踊等のレッスン室として使用する。20～25名程度でのレッスンに対応できる規模とする。

・ 個別活動室 1～3： ※部屋数はおおむねの数
単独又は少数での練習、本読み等で使用する。

○ 授業等の展開と施設との関連イメージ

① 演劇の理論や歴史に関する科目

- ・ 主に、講義＝座学形式を想定
- ・ 使用場所としては、普通教室等を想定

② 演じるための基礎に関する科目

- ・ 実技形式でレッスン室等の使用を想定
- ・ ダンス等を考え、ある程度弾力性のある床、防音、防振の構造が必要

- ・ バーレッスン用のバー、鏡張りの壁面(一面)、簡単な音響機材(吊スピーカ等)を整備

③ 実際に演じることに関する科目

- ・ 実技及びゼミ形式で主として大スタジオ、補助としてレッスン室の使用を想定

- ・ 大スタジオは、年度ごとの成果発表会でも使用することを想定。そのため、仮設舞台、照明・音響、バトン等の設備を整備。

- ・ 大スタジオ、レッスン室とともに、プロジェクタ等の映像装置を整備
- ④ 公演の脚本、演出、企画・制作、舞台技術等に関する科目
- ・ 実技及びゼミ形式で大スタジオ、レッスン室双方の使用を想定

力 指導者の確保等について

基本コンセプトを踏まえ、舞台芸術科(仮称)としての特色ある教育活動を展開できるよう、専門的な知識を持つ外部講師と教員のチーム・ティーチングによる指導を実施することとし、そのために適切な指導者を確保する必要があるということを基本的な考え方として、指導者の確保等について協議し、次のとおり整理した。

○ 指導者の招致方針

- ① 舞台芸術関連の科目については、多様な分野から、実践的な創作活動を行っている専門家等を、広く外部講師として招致
- ② K A A T (神奈川芸術劇場)、青少年センター、大学などの教育機関等の外部機関との連携により、優れた指導者を招致

○ 指導者のあり方について

- ① 取りまとめを担当する指導者
- ・ 学科長などの立場の教員を専任教員として配置
 - ※ コーディネータに徹することができるよう環境を整えることが必要
 - ※ 舞台芸術の専門的な立場からアドバイスできる体制をつくることが望ましい。
- ② 舞台芸術科(仮称)を担当する教員（当該校の教員）
- ・ 教員免許を持ち、当該校の舞台芸術科(仮称)について深い理解と意欲を持った教員を専任教員として配置

③ 専門的な内容に関する指導者…非常勤講師 等

- ・ 高校生に対して、モラルを持って指導することができ、評価方法や多様な進路選択など高校生への指導について一定程度理解することができる者を配置
- ・ 特別免許状による教員や特別非常勤講師の活用
- ・ 専任教員とのチーム・ティーチング

※ 大学・劇場等の関係団体、関連する教育を実施する専門学校・大学・大学院等、舞台芸術系科目を開する他の県立高校、県内および近隣都県の劇団等へ推薦、紹介を依頼

キ その他

舞台芸術は中学校の教科として教えているものではないため、演劇部のある中学校の方がこの学科での学習に有利になるなどと誤解されないよう中学校に学科の趣旨等をよく理解してもらえるようにすることが大切

II 平成 30 年度（平成 29 年度施策・事業対象）教育委員会の点検・評価について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。

そこで、平成29年度に実施した施策・事業を対象に点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成したので、平成30年6月14日に県議会に提出するとともに、6月26日に公表した。

2 報告書の内容

(1) 対象

「かながわ教育ビジョン」の第5章「重点的な取組み」に沿って、「かながわグランドデザイン」第2期実施計画等に位置付けた施策・事業に係る主な取組み。

<点検・評価の柱立て>

<大柱>（かながわ教育ビジョン 第5章「重点的な取組み」）

- I 生涯学習社会における人づくり
- II 共生社会づくりにかかわる人づくり
- III 学びを通じた地域の教育力の向上
- IV 子育て・家庭教育への支援
- V 学び高め合う学校教育
- VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり
- VII 県立学校の教育環境の改善
- VIII 文化芸術・スポーツの振興

(2) 報告書の構成

ア はじめに

イ 教育委員会委員のメッセージ

ウ 点検・評価の概要

エ 教育委員会について

オ 点検・評価結果

(ア) 平成29年度の主な取組概要及び自己評価

(イ) 外部有識者の意見

(ウ) 今後の対応方向

カ 資料

3 点検・評価の結果

当初の計画どおりに施策・事業を概ね実施できたが、外部有識者からいただいた今後の取組みの内容や方法等に対する様々な意見を踏まえて、より実効的な施策事業を進めることができるよう、今後の対応方向を定めた。

III 「かながわグランドデザイン 評価報告書2017」等について

1 「かながわグランドデザイン 評価報告書2017」

(1) 趣旨

平成27年7月に策定した「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」(以下「第2期実施計画」という。)に係る取組状況について政策評価を行い、政策運営の改善に資するとともに、その評価結果について県民との情報共有を図るために、「かながわグランドデザイン 評価報告書2017」を作成する。

(2) 経過

- 平成27年11月26日開催の総合計画審議会で「かながわグランドデザイン」の進行管理のあり方について審議し、これに基づき平成28年6月に、平成27年度の評価結果について整理した「かながわグランドデザイン 評価報告書2015」を取りまとめた。
- 平成29年7月に、平成28年度の評価結果について整理した「かながわグランドデザイン 評価報告書2016」を取りまとめた。
- 平成30年6月13日開催の総合計画審議会で平成29年度の評価結果について整理した「かながわグランドデザイン 評価報告書2017」を審議し、了承された。

(3) 特徴

- 県の重点施策を分野横断的にまとめた23のプロジェクトについて、県の事業部局による一次評価を行い、その一次評価に対して、総合計画審議会が第三者の立場から二次評価を行った。
- 各プロジェクトのねらいがどの程度達成されているかを数値目標の達成状況、事業の取組状況、県民ニーズの動向、その他社会環境を表す指標等から総合的に分析した。
- 県民に分かりやすく示すため、「順調」「概ね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4つの区分により、評価結果を示すとともに、今後対応が求められる課題や改善を図るべき事項について整理した。

(4) プロジェクトの評価結果（二次評価）

23のプロジェクトのうち、プロジェクト全体の進捗状況が「順調」は2、「概ね順調」は19、「やや遅れている」は2、「遅れている」は0であった。

評価の区分	該当 プロジェクト数	(参考) 2016年度の 状況	(参考) 2015年度の 状況
プロジェクト全体の進捗状況が順調	2	4	4
プロジェクト全体の進捗状況が概ね順調	19	17	19
プロジェクト全体の進捗状況がやや遅れている	2	2	0
プロジェクト全体の進捗状況が遅れている	0	0	0

(5) 公表

- 平成30年7月11日から評価報告書の内容を公表、翌12日から県民の意見を募集し、寄せられた意見等を計画推進の参考にする。
- 評価報告書は、県のホームページで公表するとともに、県政情報センターや地域県政情報コーナーで閲覧できるようにする。
- 評価報告書の概要版として、プロジェクト全体の評価や主な取組みなどを掲載したパンフレットを作成し、県政情報センター、県主催イベント、コンビニエンスストアなどで配布する。

2 「第2期実施計画」の点検

(1) 趣旨

本県は、平成27年7月に「第2期実施計画」を策定し、計画を推進してきたが、平成30年度は「第2期実施計画」の計画期間の最終年度となる。

「第2期実施計画」では、政策のマネジメント・サイクルとして、計画の最終年度において、社会環境の変化を検証したうえで、「第2期実施計画」に示した政策全般について点検を行い、新たな課題の抽出や政策改善の方向性の整理を行うこととしている。そこで、今年度は「第2期実施計画」の総合的な点検を行い、総合計画審議会の審議を経て、点検報告書の取りまとめを行う。

また、「かながわグランドデザイン 基本構想」（以下「基本構想」という。）は、目標年次となる2025年に向けた「神奈川の将来像」と「政策の基本方向」を示しているが、状況の変化に応じて総合的に点検を行うこととしていることから、「第2期実施計画」の計画期間の最終年度に合わせて、点検を行うこととする。

なお、今後の政策形成においては、限られた予算・資源を有効に活用しながら県民により信頼される行政を継続的に展開するため、証拠に基づく政策立案（E B P M）の考え方を取り入れていくことも念頭に置く必要がある。

(2) 点検の基本的な視点

「基本構想」及び「第2期実施計画」の点検に当たっては、次の基本的な視点を踏まえて実施する。

- ・ 毎年度の「かながわグランドデザイン 評価報告書」を踏まえた検証
- ・ 「社会環境の変化に伴う新たな政策課題について」（平成30年3月総合計画審議会計画推進評価部会）を踏まえた検証
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）を座標軸とした検証

(3) 今後の予定

- | | |
|----------|--|
| 平成30年11月 | 「第2期実施計画 点検報告書（素案）」取りまとめ
神奈川県総合計画審議会での審議 |
| 12月 | 第3回県議会定例会に報告
県民意見募集を実施 |
| 平成31年2月 | 「第2期実施計画 点検報告書（案）」取りまとめ
神奈川県総合計画審議会での審議
第1回県議会定例会に報告 |
| 3月 | 「第2期実施計画 点検報告書」公表 |

【参考】総合計画審議会の評価結果一覧 <「参考資料3、4」参照>

柱	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価
I 健康長寿	1 未病	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>未病センターの設置促進など市町村や企業との連携による環境整備が進むとともに、未病概念が普及しつつあることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向けて、保険者別の分析を行うなど効果的に取組みを展開する必要があります。 こころの未病の相談体制について引き続き丁寧に対応するとともに、若年者の自殺予防に向けた取組みをより一層進めていく必要があります。 未病改善の取組みを効果的に展開するため、市町村の保健師等との連携をより一層進めていく必要があります。
	2 医療	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>マイME-B YOカルテの利用者数が増加していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅支援療養診療所の数だけでなく運用面にも留意し、住民が安心できる在宅医療の提供体制を整える必要があります。 離職者の数や復職等の意向の把握により一層取り組むとともに、訪問看護ステーションなど病院以外への就業も含め、未就業看護職員の再就業支援を進めていく必要があります。 地域医療構想の考え方方がしっかりと県民に浸透するよう、市町村や医療機関等と連携し、効果的に周知を図る必要があります。
	3 高齢者福祉	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>若年性認知症支援コーディネーターを新たに配置するなど認知症の人や家族に対する支援が進んでいることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の介護予防や地域生活の継続を図るために、小規模多機能型居宅介護サービスの普及啓発や事業所支援の充実、地域包括支援センターの機能強化など、地域包括ケアシステムの構築をより一層進めていく必要があります。 認知症サポート医や認知症サポートなどを養成するとともに、認知症をサポートする企業や団体と協力して認知症の人にやさしい地域づくりに向けた取組みを、市町村と連携して進めていく必要があります。 福祉介護人材の確保に向け、若者の福祉介護分野への進学・就労を促進するため、福祉介護の仕事に関する普及啓発をより一層進める必要があります。
	4 障がい者 福祉	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>福祉サービスの利用者数や相談支援専門員従事者数が増加するなど、障がい者の地域生活支援の取組みが進んでいることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労訓練について、一般就労に結びついた割合の分析など、効果を検証する必要があります。 多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、相談支援従事者の資質の向上をより一層図っていく必要があります。 障がい者の権利擁護に向けては、意思決定支援の実践とともに、成年後見制度の利用促進をより一層図っていく必要があります。

柱	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価
■ 経済のエンジン	5 エネルギー	<p>概ね順調に進んでいます 数値目標の達成状況は未把握ですが、再生可能エネルギーのさらなる導入など取組みは進んでいることから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定価格買取制度の見直しなど、再生可能エネルギーを取り巻く環境が変化している中にあっても、より一層の普及に向けた方策を検討していく必要があります。
	6 産業創出	<p>順調に進んでいます ロボットの実証実験件数が目標を大きく上回るとともに、生活支援ロボットの商品化が進んでいることなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成長分野や社会的課題の解決に取り組む分野などにおいて、ベンチャー企業の創出・育成により一層取り組んでいく必要があります。
	7 海外展開	<p>概ね順調に進んでいます 外国企業の誘致や国際機関との連携は進んでいますが、海外展開を希望する中小企業のニーズに応じた支援を行う必要があることや、民間の国際交流・協力活動について県民の関心をより高めていく必要があることなどからプロジェクトは「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済のグローバル化に対応した企業支援については、海外進出支援だけではなく、国内の取組みも含め、様々な形態の支援を進めていく必要があります。 ・ 海外展開を希望する中小企業のニーズを的確に把握するとともに、そのニーズに応じて効果的に取組みを進めていく必要があります。 ・ 国際交流について県民の関心をより高めていくための取組みを進める必要があります。
	8 観光	<p>概ね順調に進んでいます 海外の国際観光展への出展や県外でのPRイベントの実施など国内外からの観光客誘致や新しい観光魅力づくりが着実に進んでいることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光振興が地域活性化にもつながるよう、県と市町村が連携した取組みを引き続き推進していく必要があります。
	9 マグカル	<p>概ね順調に進んでいます 「神奈川文化プログラム」の認証や舞台芸術を担う人材の育成が進んでいることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が求めている文化芸術に関するニーズを把握・分析し、県として必要な施策を展開する必要があります。 ・ 県内全域で文化芸術に親しめる環境への満足度が高まるよう、取組みを展開していく必要があります。 ・ 県民にマグカルの取組みがさらに伝わるよう、より効果的な情報発信に努めていく必要があります。
	10 農林水産	<p>概ね順調に進んでいます 差別化商品として県が育成した野菜などの新たな販売契約数や、県産牛乳の商品開発などにより畜産ブランド数が目標を上回ったことなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術革新による生産性の向上や集約化により、生産体制を充実させ、農林水産物に対する県民の認知度向上に向けた取組みをより一層進める必要があります。 ・ 農林水産業の担い手の育成・確保にあたっては、新たな担い手が不足しているなど各地域の特徴を踏まえて対応する必要があります。 ・ 農林水産業の振興による本県経済への寄与を検証する必要があります。

柱	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価
■ 安全・安心	11 減災	<p>順調に進んでいます 「ビッグレスキューかながわ」や総合防災センターのリニューアルなどを通じて、自助・共助・公助の連携強化が推進されたことなどから、県の一次評価は妥当であり、「順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シェイクアウトについて、事前登録者それぞれがしっかりと安全確保行動を行うよう、今後も普及啓発を図っていく必要があります。 ・ 災害に備えて食料や飲料水を備蓄することについて、市町村などと連携して普及啓発を進め、家庭における備蓄を進める必要があります。
	12 治安	<p>概ね順調に進んでいます 刑法犯認知件数が着実に減少し、防犯ボランティアの育成数が増加していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防犯について、ボランティア団体や自治組織、学校などとの連携をさらに推進していく必要があります。 ・ サイバー空間の悪用など、若年者が巻き込まれやすい犯罪を防止するため、一層の取組みを進める必要があります。

柱		プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価
Ⅳ ひとのチカラ	13	男女 共同参画	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>事業所における男性の育児休業取得率が大幅に増加していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の実現に向け、就業の場における男女間の格差を解消していく必要があります。また、職場環境の整備など、女性の活躍支援を進めていく必要があります。
	14	子ども・ 青少年	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>社会的養護を必要とする子どもへの支援が着実に進んでおり、貧困の状態にある子どもを支援するための取組みも充実が図られていることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一時保護が必要な子どもの割合の減少が、真に保護を必要とする子どもを見落とすことにつながらないよう、引き続き慎重かつ丁寧な支援を行う必要があります。
	15	教育	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>グローバル教育研究推進校などの指定校の取組みを着実に進めたことなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共に生きる社会の実現に向け、すべての子どもができるだけ共に学び、共に育つことをめざすインクルーシブ教育の推進に、一層取り組む必要があります。 公立・私立ともに、魅力的な教育環境づくりに、一層取り組む必要があります。 生徒のＩＣＴ機器の活用能力の向上に向け、一層取り組む必要があります。
	16	スポーツ	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>子どもの遊び・運動推進事業の実施や3033運動の普及・啓発に取り組むなど、ライフステージに応じたスポーツ活動を着実に推進していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活の中で運動やスポーツを促す環境づくりを進める必要があります。 オリンピック・パラリンピックなどの国際的なイベントを契機に、スポーツに関する様々な体験ができる機会の提供などに取り組む必要があります。
	17	雇用	<p>概ね順調に進んでいます</p> <p>職業能力開発や就業支援を着実に進めており、また、障害者雇用促進センターを開設し、障がい者雇用の取組みが進んでいない中小企業への支援を強化していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就業を一層促進していくための職業能力開発や就業支援などに取り組む必要があります。 外国人看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格の支援を一層進めるとともに、地域生活の支援にも取り組む必要があります。 賃金水準が低く仕事を掛け持ちするなど、不安定な就労状況等にあるひとり親に対して、安定した生活につながる支援に取り組む必要があります。

柱	プロジェクト名	総合計画審議会による二次評価
△まちづくり	18 地域活性化	<p>概ね順調に進んでいます 未病いやしの里の駅の登録施設数が目標を上回り、また、「未病バレー『BIOTOPIA（ビオトピア）』」がオープンを迎えるなど、人を呼び込む取組みが着実に進んでいることから、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化に向けて、外国人観光客の受入体制を整えるなど、インバウンドへの対応にもしっかりと取り組む必要があります。 ・ 未病改善の取組みを通じた地域活性化について、県民に分かりやすく示す必要があります。
	19 多文化共生	<p>概ね順調に進んでいます 災害時通訳ボランティアの登録者数が増加していることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生の推進にあたっては、差別や偏見のない地域社会づくりという観点もしっかりと踏まえ、多様性を認め合う取組みを展開していく必要があります。 ・ 災害時などに外国籍県民自身が自助・共助に取り組める環境づくりを検討していく必要があります。 ・ 外国籍県民同士の交流促進や、相互理解を深めるための取組みを検討していく必要があります。
	20 協働連携	<p>概ね順調に進んでいます 「寄附者が税制上の優遇を受けられるNPO法人数」が目標に届いていないものの、「NPOと企業、大学などとの協働事業件数」が目標を達成していることなどから、県による一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体による協働型社会の実現に向けて、NPOと企業、大学などの協働事業が着実に増加するよう、しっかりと取り組む必要があります。 ・ 協働型社会の実現のためには、NPO法人だけでなく、地域課題の解決に向けて活動している多様な主体と、さらに連携を進める方策を検討していく必要があります。
	21 自然	<p>概ね順調に進んでいます 里地里山づくりや丹沢大山の自然再生、人と動物の共生に向けた取組みが進んでいることなどから、県の一次評価は妥当であり、「概ね順調に進んでいる」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏で唯一と言われる森林から湿地、干潟及び海までが連続して残された貴重な自然環境である「小綱代の森」について、自然とふれあう環境学習の場としての活用を進めるため、学校などを含めより多くの県民に周知していくとともに、より一層活用が進む方策を検討していく必要があります。
	22 環境	<p>やや遅れています 数値目標の達成状況はいずれも未把握ですが、2016年の「大規模排出事業者のうち二酸化炭素排出量の削減目標を達成した事業者の割合」及び「一般廃棄物の再生利用率」の数値がいずれも目標を達成しなかったこと、また2014年の数値よりも低減していることから、「やや遅れている」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の3Rへの取組みは、リサイクルよりもリデュースやリユースに比重を置くなど、社会環境の変化を踏まえて対応する必要があります。 ・ 環境に配慮した活動の推進は、家庭や企業等がそれぞれ自らの行うべき取組みを明確に認識できるよう、引き続き効果的な意識啓発を進める必要があります。
	23 都市基盤	<p>やや遅れています 新東名高速道路や都市計画道路久里浜田浦線の開通など、道路網の整備は進んでいますが、「インターチェンジまでの距離5km以内の地域の割合」や「道路の渋滞がないなど、自動車で県内各地へスムーズに移動できることに関する県民意識」に関する目標を達成しなかったことなどから、「やや遅れている」と評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市機能の集約化や交流と連携を支える交通ネットワークの充実を図るとともに、老朽化する公共施設の増加に対応した維持管理を進めるなど、持続可能な魅力あるまちづくりに一層取り組む必要があります。

IV 平成 29 年度県立学校生徒対象のセクシュアル・ハラスメントに係るアンケート調査結果について

1 調査の概要

(1) 調査目的

県立学校生徒のセクハラに対する理解を深めるとともに、県立学校におけるセクハラの実態を把握し、被害に対応する。また、教職員及び生徒の注意を喚起し、学校におけるセクハラ行為の防止を図る。

(2) 調査対象

県立高等学校（全課程）142 校、県立中等教育学校（後期課程）2 校、県立特別支援学校（高等部）28 校の全ての生徒を対象とした。（生徒約 132,200 人）

(3) 調査内容

平成 29 年度の学校生活の中で、自分自身がセクハラの被害を受けたり、他の生徒が被害を受けたことを知っている場合に、答えられる範囲で任意に回答する。回答は原則学校名と学年を記入するが、氏名については被害の実態を回答しやすいよう無記名でも可とする。

(4) 調査方法

ア 全生徒に対し、学校を通じて啓発資料とともに、アンケート用紙及び回答用紙を配付する。

イ 生徒は自宅等で回答用紙に記入し、郵送受付期間に県教育委員会へ直接郵送する。

(5) 調査対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 調査の結果

(1) 回答状況

被害を受けたという回答数 46 通

（内訳：男子 9 通 女子 28 通 不明 9 通）

(2) 被害状況（複数回答）

被害を受けたと回答した 46 人のうち、「自分自身が被害を受けた」と回答したのは 39 人、「他の生徒が被害を受けた」と回答したのは 22 人であった。

回答内容（複数回答）	回答人数
自分自身が被害を受けたという回答	39 人
他の生徒が被害を受けたという回答	22 人

* 上記のうち両方に回答したのは 15 人であった。

(3) 自分自身が被害を受けたという回答のセクハラの行為者（複数回答）

被害におけるセクハラの行為者（複数回答）	件数
生徒	22 件
先生	17 件
部活動の指導者（顧問の先生以外）	3 件
その他	4 件
計	延べ 46 件

(4) 自分自身が被害を受けたという回答の被害内容（複数回答）

被害の内容（複数回答）	件数
必要もないのに体に触られた	21 件
性的なからかいや冗談などを言われた	12 件
性的な関係を求められた	7 件
「女（男）にはまかせられない」「男（女）らしくない」など性別により決めつけられた	6 件
携帯電話などで性的な電子メールや画像を送られた	4 件
その他	15 件
計	延べ 65 件

(5) 自分自身が被害を受けてどうしたかという回答（複数回答）

回答内容（複数回答）	件数
友だち、家族など身近な人に相談した	23 件
態度や言葉などで不快と感じたことを相手に伝えた	13 件
何もしなかった	11 件
学校の先生や相談窓口などに相談した	9 件
その他	6 件
計	延べ 62 件

(6) 学校が特定される回答

被害を受けたという回答 46 通のうち、学校名が特定された 45 通については、当該校にアンケートの回答内容について県教育委員会から連絡した。事実確認が必要な回答については、校長が調査をし、校内の行為者が判明した場合は指導し、判明しなかった場合でも教職員や生徒に対する注意喚起等の措置を講じた。

3 結果の総括と今後の対応

(1) 結果の総括

ア 被害の回答

- ・ 被害を受けたとの回答は、昨年度の 50 通に対し 46 通とやや減少した。
- ・ 教職員から被害を受けたとする回答内容は、「必要もないのに体に触られた」「性的なからかいや冗談などを言われた」が多かった。
- ・ 授業中、生徒に注意を促すための身体接触、技術指導や安全確保のために必要な身体接触等をセクハラと受け止める場合もあった。

イ 被害への対応

- ・ 被害を受けた生徒は、「友だち、家族など身近な人に相談した」が最も多く、「学校の先生や相談窓口などに相談した」と合わせると 32 件あり、昨年度から 10 件増加した。
- ・ 「何もしなかった」という回答は、昨年度とほぼ同数だった。

(2) 今後の対応

ア 対応の考え方

- ・ 生徒がどのような言動をセクハラととらえているのかを具体的に示し、注意を促す必要がある。
- ・ 授業中の生徒指導においては、不用意な身体接触を避けるとともに、指導を要する場合には言葉で丁寧な説明をするなど、対応への注意を促す必要がある。
- ・ セクハラがあった場合、生徒が行動を起こすことができるよう相談しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

イ 平成30年度の対応

(ア) 生徒向け

セクハラ防止啓発への取組と校内人権相談窓口等の周知を進める。

- ・ 4月に啓発資料を全県立学校生徒に配付し、啓発を図った。
- ・ 7月にセクハラ相談窓口を含む相談窓口一覧ポスターを各校に配付して、相談窓口の周知をする。
- ・ 9月にセクハラ防止啓発ポスターを各校に配付して、啓発活動を推進する。
- ・ 各学校において生徒に校内人権相談窓口等について周知を図るなど、生徒が相談しやすい環境づくりを進める。

(イ) 教職員向け

啓発資料を作成し、研修で活用する。

- ・ 今回のアンケート結果を掲載した教職員向け啓発資料を作成し、人権教育研修をはじめとした各種研修会や、各県立学校の研修会等で活用する。

V コンクリートブロック塀の状況調査（中間報告）について

1 経過

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、小学校のブロック塀が倒壊し、児童が亡くなるという事故が発生した。

そこで、県教育委員会では、19日に全県立学校に対し、コンクリートブロック塀の状況調査を実施した。

2 調査の概要

全県立学校に対し、コンクリートブロック塀の有無等について調査を実施した。

校種	調査対象校数	コンクリートブロック塀があると報告があった学校数
高等学校	142校	24校
中等教育学校	2校	—
特別支援学校	28校	2校
合計	172校	26校

3 調査に基づく点検

コンクリートブロック塀があると報告があった26校について、技術職員による点検を実施している。

(1) 点検期間

・平成30年6月22日～平成30年7月5日（予定）

(2) 点検の状況

・実施済み 16校、未実施 10校（平成30年6月27日現在）

ブロック塀の状況	学校数	箇所数
対応の必要あり	8校	24箇所

注1) 「対応の必要あり」とは、外観上の損傷等があるもの。若しくは、損傷等はないが内部の状態が図面等により適正と確認できないなどで、安全上問題があると見込まれるもの。

注2) 点検を実施した16校のうち7校については、技術職員が点検したところコンクリートブロック塀ではなく擁壁等であることが確認された。

注3) これまでに「対応の必要あり」と見込まれた箇所については、児童・生徒及び付近通行者へ注意表示を行うほか、応急的にカラーコーンを設置するなどブロック塀に近づけない措置を講じている。

4 今後の対応

7月5日までに点検結果をとりまとめ、対応の必要があると考えられるものについては、早急に補強や撤去・新設など必要な対策を講じていく。

※なお、全庁的に行っている県有施設における「かこい（塀、石積み等）」の状況把握調査も併せて行っている。

VI 県体育協会加盟競技団体業務に係る県立高等学校教員の無届従事について

県立高等学校教員（以下「教員」という。）が、平成28年度に、公益財団法人神奈川県体育協会（以下「県体協」という。）加盟競技団体（以下「競技団体」という。）から講師等の依頼を受け、謝金を受領していたため調査したところ、服務に不適正な取扱があることが判明したので報告する。

1 調査の経緯

- ・ 平成29年7月に、県体協から神奈川県レスリング協会に交付されている県の負担金を財源とする補助金について、不適正な経理処理が判明した。
- ・ この事案は、会計担当者（教員（当時））が架空の領収書を作成するなどの方法で謝金などを別途プールしたり補助対象外の経費に充当していたものであった。
- ・ また、領収書の受領者名は主に講習会の講師等を務める教員であった。
- ・ 県教育委員会は、その事実を確認し平成29年12月に関係教員（8名）の処分を実施した。
- ・ スポーツ局及び県体協は、神奈川県レスリング協会以外の補助金を交付している競技団体に対して、謝金の支払い状況等について調査を実施した。
- ・ この調査の中で、競技団体から謝金を受け取った教員が相当数いたことが判明したため、スポーツ局から県教育委員会に調査の依頼があった。

2 調査の結果

平成28年度に競技団体で講師等を務め謝金を受領した教員67人（競技団体20団体、延べ397件）について、調査を実施した結果は次のとおりであった。

(1) 内容

- ・ 67人のうち52人は、本来であれば教育公務員特例法にもとづく兼業・兼職の手続き（＊）を行うべきところ、手続きをせずに謝金を受領していた。
 - ア 公務外に謝金を受領したもの：25人
 - イ 公務中に謝金を受領したもの：27人
- ※謝金の受領金額は1日当たり1,000円から5,000円

- ・ 残りの15人は旅費相当額であり服務上の問題はなかった。

* 兼業・兼職手続き：教員は任命権者（県教育委員会）の承認がなければ、公務以外の教育に関する業務に、報酬を受けて従事できない。従事する場合は、学校長を経由し、任命権者へ事前に申請し承認を得ることが必要。

教育公務員特例法 第17条第1項

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

(2) 原因

ア 教員が兼業・兼職手続きについて正しく認識していなかった

- ・ 公務外（勤務時間外）であったため、手続きせずに入金して良いと考えていた。
- ・ 県体協又は競技団体の規定の範囲内（5,000円）であれば、謝金を受領して良いと競技団体の関係者から聞いていた。

イ 公務と県体協業務との区分が不明確だった

- ・ 休日の大会等に自校の生徒を引率したが、競技団体の業務も行ったため、公務中と認識せず、謝金を受領した。

3 今後の対応

再発防止策等について、県教育委員会として次のとおり対応していく。

(1) 再発防止策

- ・ 兼業・兼職手続きについて、教員に対し改めて指導を徹底する。
- ・ 県体協に対し、
 - (ア) 競技団体へ教員の服務取扱について周知すること、
 - (イ) 教員に講師等を依頼する際に競技団体が学校長に協力依頼を出すこと、
 を要請する。
- ・ 公務と県体協業務の区分を明確化する。

(2) その他

- ・ 公務中に受領した謝金については競技団体へ返還させる（延べ139件、600,000円）。
- ・ 関係教員に厳正に対応していく。
- ・ 服務関係の書類が保存されている平成26、27年度及び29年度分について現在調査中であり、本年8月を目途に調査を完了し、兼業・兼職手続き違反があれば、28年度分と同様に対応していく。

<参考>スポーツ局の常任委員会報告の概要

「県の負担金を財源とする県体育協会補助金に係る調査結果について」

- ・ 神奈川県ラグビーフットボール協会において、次のとおり適切さを欠く経理処理が認められたが、いずれも補助目的を逸脱して謝金を不正に用いようとしたものではなかった。
《神奈川県ラグビーフットボール協会で認められた事案》
 - ・ 領収書に記載された金額を受領したかどうか、渡す側の会計担当者と受け取る側の教員の記憶に齟齬があるもの。（1名3件、計15,000円）
 - ・ 会計担当者が渡す機会を逸していた謝金を、そのまま保管していたもの。（1名2件、計10,000円）

・ スポーツ局の対応

（適正な経理処理の周知徹底）

神奈川県ラグビーフットボール協会において適切さを欠く経理処理が認められたことから、改めて県体協に対し、謝金の支払い及び受領の事実を明確にするため、口座振込や源泉徴収など適正な経理処理の周知徹底を求めた。

※ 教員が謝金を受領するため必要な手続きについて競技団体が十分に理解せずに指導等を依頼している事例があったため、県は、競技団体から教員に指導等を依頼する場合の取扱いについて県体協に通知し、適正な事務処理の周知徹底を図った。

※ 県教育委員会では、神奈川県ラグビーフットボール協会で不適切な経理処理があったことから、神奈川県高等学校体育連盟ラグビー専門部についても調査を行ったが、不適正な経理処理は認められなかった。

VII 平成29年度学校生活全般における体罰の実態把握について

1 県立学校における体罰調査の概要

(1) 調査の目的

ア 県立学校における体罰の実態を把握し、具体的な事案に
対しては適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ
安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努める。

イ 各学校において、教職員間の体罰に関する議論や認識を
深め、体罰の根絶に向けた取組を更に推進する。

(2) 調査対象

県立高等学校 142 校、県立中等教育学校 2 校、県立特別支援学校 28 校の全ての児童・生徒及び保護者、教職員等（外部指導者を含む）を対象とした。

（児童・生徒：約 135,400 人、教職員等：約 16,200 人）

(3) 調査内容

平成 29 年度の学校生活全般における教職員等による体罰とした。

(4) 調査方法

ア 児童・生徒は各学校で配付された調査用紙を自宅等に持ち帰り、保護者の記載と併せて、郵送受付期間に県教育委員会に郵送する。

イ 教職員等は、自己申告と他の教職員等による体罰の目撃情報を校長ご回答する。

(5) 調査対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 市町村立学校における体罰調査の概要

(1) 市町村における体罰調査

政令 3 市を除く 30 市町村で県の実施要領を参考に、各市町村教育委員会が定めた方法で、体罰の実態把握調査を行った。

(2) 調査対象

小学校 328 校、中学校 175 校、高等学校 1 校、特別支援学校 3 校の全ての児童・生徒及び保護者、教職員等を対象とした。(児童・生徒: 約 268,000 人、教職員等: 約 15,100 人)

(3) 調査内容

平成 29 年度の学校生活全般における教職員等による体罰とした。

(4) 調査対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から市町村ごとに定めた調査の回答記入日まで

3 平成 29 年度に神奈川県内で把握されている体罰事案の状況

(1) 体罰の発生状況

平成 29 年度に発生した体罰事案は、本調査によって把握された案件のほか、既に県教育委員会に報告され、対応している案件を加え、次のとおり。

a 平成 29 年度・体罰発生件数: 18 件

(県立学校: 14 件 + 市町村立学校: 4 件)

b そのうち、本調査で把握した件数: 4 件

(県立学校: 3 件 + 市町村立学校: 1 件)

ア 県立学校

設置・校種 場 面	H29年度				過年度	
	高等 学校	中等 教育	特別 支援	合 計	H28 年 度	H27 年 度
授業中	5 (1)	0	0	5 (1)	2	5
部活動中	4 (1)	0	0	4 (1)	5	7 (1)
特別活動中 (部活動以外)	2 (1)	0	0	2 (1)	1	4
その他 (昼休み・放課後等)	3	0	0	3	0	0
合 計	14 (3)	0	0	14 (3)	8	16 (1)

※ 1 括弧内の数字は体罰調査で新たに把握された体罰事案の件数(内数)

※ 2 過年度分は合計値

イ 市町村立学校

ウ 総合計

設置・校種 場 面	H29 年度				過年度		H29 年度	H28 年度	H27 年度
	小学校	中学校	高等学校 特別支援	合計	H28 年度	H27 年度			
授業中	1	0	0	1	5	6 (3)	6 (1)	7	11 (3)
部活動中	0	1 (1)	0	1 (1)	1	2 (1)	5 (2)	6	9 (2)
特別活動中 (部活動以外)	0	0	0	0	0	0	2 (1)	1	4
その他 (昼休み・放課後等)	1	1	0	2	8	1 (1)	5	8	1 (1)
合 計	2	2 (1)	0	4 (1)	14	9 (5)	18 (4)	22	25 (6)

※ 1 括弧内の数字は体罰調査で新たに把握された体罰事案の件数(内数)

※ 2 過年度分は合計値

(2) 調査によって新たに把握された体罰事案の概要

ア 県立学校

NO	職	校種	申告者	内 容	負傷
1	非常 勤講 師	高校	生徒 保護者	授業中、私語をしていた生徒を指導した際、当該生徒の頭部を叩いた。	なし
2	教 諭	高校	生徒 保護者	部活動中、技術指導が理解できなかった生徒に対し、当該生徒の肩を押す、頭を叩く、足を蹴るなどした。	なし
3	教 諭	高校	生徒	校外学習中、私語をしていた生徒を指導した際、当該生徒の後頭部を叩いた。	たん 瘤

イ 市町村立学校

NO	職	校種	申告者	内 容	負傷
1	総括教諭	中学校	生徒	部活動中、遠征先において、遅刻を繰り返す生徒を指導した際、当該生徒の胸倉を掴んだ。	なし

(3) 体罰事案の発生状況の考察と評価

ア 事案の発生件数

- (ア) 県立学校 : 前年度 8 件が 14 件に増加した。
- (イ) 市町村立学校 : 前年度 14 件が 4 件に減少した。
- (ウ) 総合計 : 前年度 22 件が 18 件に減少した。

イ 場面別

- (ア) 県立学校 : 授業中における発生件数が、前年度 2 件から 5 件に、特別活動中における発生件数が 1 件から 2 件に、昼休み・放課後等における発生件数が 0 件から 3 件に増加した。一方、部活動中における発生件数は 5 件から 4 件に減少した。
- (イ) 市町村立学校 : 授業中における発生件数が前年度 5 件から 1 件に、昼休み・放課後等における発生件数が 8 件から 2 件に減少した。また、部活動中における発生件数は平成 28 年度と同じ 1 件であった。

ウ 考察と評価

平成 26 年度から体罰の県内総合計件数は 3 年続けて減少している一方、本調査によって新たに把握された体罰事案が前年度 0 件から 4 件に増加した。教員の意識改革に今後も継続的な取組が必要である。（平成 26 年度体罰の県内総合計件数は 27 件）

4 今後の対応

体罰の根絶に向け「体罰防止ガイドライン」に示された体罰の考え方や、体罰を起こさせない指導体制の確立などについて、引き続き「校内研修ツール」などを活用した、計画的な研修を実施することで、教職員等の意識改革の徹底を図る。

併せて、体罰が発生した際には速やかに、学校から教育委員会に報告するよう指導していく。

VIII 県立社会教育施設の再開館等について

設備改修や移転のため休館していた歴史博物館及び川崎図書館の再開館の概要並びに、本年度の社会教育施設の整備予定等について報告する。

1 歴史博物館の再開館について

(1) 改修内容

平成7年のリニューアル後20年余りが経過し、老朽化した空調設備等を改修するため、平成28年6月1日から休館し工事を実施した。

設備改修により、重要文化財等の保存環境及び来館者の観覧環境の改善が図られた。

(2) 再開館日

平成30年4月28日(土)

(3) 再開館後の状況

神奈川の歴史、文化を展示した常設展のほか、再開館と前身の県立博物館開館から51年目を迎えたことを記念した特別展「神奈川県博開館51周年記念つなぐ、神奈川県博-Collection to Connection-」を開催している。

再開館から6月26日時点で、36,900人が来館した。

2 県立川崎図書館の移転・再開館について

(1) 移転の概要

施設の老朽化とともに、平成23年3月に川崎市が策定した「富士見周辺地区整備実施計画」や、市内での産業情報機能の存続という市からの要望等も勘案して、検討を重ね、川崎市高津区の「かながわサイエンスパーク」(K S P)に移転することとした。

移転に向けた準備等のため、平成29年12月1日より休館していたが、このたび、ものづくり技術を支える機能に特化した「ものづくり情報ライブラリー」として、同地に移転・再開館した。

(2) 再開館日

平成 30 年 5 月 15 日(火)

(3) 特色

これまでの、技術工業系、特許企画関係の専門的図書資料、国内有数の社史コレクションに加え、研究者、技術者に有用性の高い電子ジャーナルを公共図書館として全国で初めて導入した。

(4) 再開館後の状況

再開館を記念し、館内の「ものづくりギャラリー」において、「高津区のものづくり」と題し、地元企業の製品紹介や関連資料の展示を行っている。また、地元企業経営者や大学教授を講師に招いて、「ものづくり」に関連する講演会も開催する。

再開館から 6 月 26 日時点で、7,342 人が来館した。

3 平成 30 年度の社会教育施設の整備予定等について

(1) 県立図書館

ア 新棟新築工事調査設計

老朽化や収蔵スペース不足などの課題の解消と、「価値を創造する図書館」として新たな魅力を備えた図書館とするため、現収蔵庫(元紅葉ヶ丘職業技術校)を図書館新棟として建て替えるための調査設計を行う。

イ 本館外構等改修工事実施設計

紅葉ヶ丘地区の活性化に向けて、景観上の工夫や回遊性の向上を図り、文化芸術施設の集積地として一体感を持たせるため、本館の外構等を改修する実施設計を行う。

(2) 近代美術館

鎌倉館の閉館に伴い、これまで葉山館、鎌倉館、鎌倉別館の3館で担ってきた美術館事業を、葉山館、鎌倉別館の2館で実施するため、これまで鎌倉館が担っていた管理機能やサービス機能を鎌倉別館に整備するとともに、老朽化した空調設備の改修工事を、平成29年度に引き続き実施する。

このため、平成29年10月から鎌倉別館を休館しており、再開館は、工事完了後の平成31年10月を予定している。

(3) 金沢文庫

資料の展示、保存に適した環境を維持するため、老朽化した空調設備の改修工事を順次進めており、平成30年度は、蓄熱槽等改修工事の実施設計を行うとともに、消火設備の更新を行う。

